

日本におけるローカル・マニフェストは、候補者の抱える理念を掲げるとともに、その理念を達成するための実行プログラムとして個々の政策及びその数値目標、達成期限、工程表、財源の明示を兼ね備えた上での「政策パッケージ」として厳格に履行されるものと認識されている。このことは、政策の比較で被選挙人を選ぶ政策本位の選挙が行われる環境を作ることに寄与し、その掲げた政策について当選者は達成を義務付けられ、有権者は達成度の検証を行える可能性を開いた。選挙の時だけというようなあいまいな公約を一扫し、地方における政策論議を活性化させてきているという意味で、本来あるべき民主主義を進展させる画期的なツールである。一方で、イギリスとは違った政治文化が作られていることを意味し、ローカル・マニフェストを基にした政治を進める中では、こうした日本独特の政治文化に沿った現実的な対応が求められることになっていると言える。

つまり、ローカル・マニフェストに関して、見逃してはならないものとして次のような問題点がある。ローカル・マニフェストの出現により、有権者は個々の政策の検討により被選挙人を選ぶ実態に変わったが、選挙の仕組みは相変わらず被選挙人を選ぶだけである。ローカル・マニフェストは政策のパッケージであるにも関わらず選挙では被選挙人を選ぶことになるので、全てのローカル・マニフェストの項目に賛成ではなくとも、一つ一つの政策を白紙委任し、しつこく被選挙人を選ぶということが生じる。政策パッケージの中には、賛成のものも反対のものも混在し、政策パッケージを一括承認した訳ではなく、有権者がローカル・マニフェストの全ての項目を支持している訳ではない。被選挙人を選びはしたが、政策のパッケージを選ばされたために、一つ一つの政策についての民意の表明が留保され負託の状況が分からないという意味で、政策の選択に関して実態として選挙は終わっていないと言える。現行の選挙では、被選挙人を選ぶ仕組みとなっているため、個別の政策に対する賛成または反対の民意が後ろに隠れてしまうということになっているのである。

このことは、以下に掲げる3つの事柄をもたらしている。

第1は、そのようなローカル・マニフェストと選挙の関係、つまりは実態として選挙が終わっていないにも関わらず、当選した首長はローカル・マニフェストに掲げた政策は全て住民の負託を受けており全て民意が反映されたものだとばかりに、ローカル・マニフェストに掲げた政策の一つ一つを金科玉条のように扱って、それを全て実現しようとすることが多い。

第2は、このローカル・マニフェストの項目だけは納得しがたいということで一括承認をためらう有権者がいた場合、棄権又は白紙投票を行う危険性を作ることである。一括承認を迫ることは、有権者の政治的有効性感覚を低下させ、投票率を下げることにもつながる可能性がある。

第3は、首長のローカル・マニフェストの政策全てが住民の負託を受けているという首長の主張により、一つ一つの政策についての民意の表明が留保され負託の状況が分からない状況下で首長と議会との議論が行われることになってしまっている。このことが、議会において実のある議論がなされずに時間が無駄に費やされるとともに、民意から離れた政策形成が行われる可能性を増やすことである。

首長のローカル・マニフェストという政策のパッケージに対する民意は有権者のみが知る、たった一つのものである。その適切な把握を行わない限り選挙が終わらない。そのためにその把握を行うための手続きを行わなければならないのである。本論文は、このような認識に基づいて、事後的ではあるが、当選後の首長のローカル・マニフェストの政策の一つ一つに対して、首長選投票者により個別に諮問型住民投票を実施して、政策別の選向を実施することにより、民意の表明の留保を解除して首長選挙を終わらせて、ローカル・マニフェストを掲げた首長が住民意思を的確に反映した政策形成を行うことについて提言するものである。

住民投票については、現行の日本国憲法の下では、住民投票に代表される直接民主制は間接民主制の補完と考えられていること、諮問型住民投票制度であれば法に定められた議会や首長の権限を侵害しないことを確認できるとともに、「住民の自治意識が高まる」「住民の意思を直接、議会・行政に反映しやすくなる」といった住民投票のメリットを自治体議会の議長や首長という立場の者が認識していることが確認できる。

ところでこの提言は、この提言の実施により負託を受けたローカル・マニフェストを金科玉条とすることを目指すものではない。負託を受けたローカル・マニフェストも、経済状況や社会情勢の変化に柔軟に対応すべきであると考えられる。また、負託を受けたローカル・マニフェストがあるからといって議会の役割がなくなるわけではなく、ローカル・マニフェストを政策としてどのように位置づけるかという行為や、ローカル・マニフェストに掲げられなかった問題への対応、民意への絶えざる対応が求められている。最後に、地方自治の責任は最終的には住民に帰するという原理の下に、住民自身の責任と覚悟が必要である。

そうしてはじめて、住民にも、議会にも、首長にも、地方自治が「民主主義の学校」になるのである。